

# 生かしてあります あなたの税

## 男女共同参画社会をめざして！

男女共同参画社会とは、お互いの人権を尊重し合いながら、「男らしさ」「女らしさ」というような文化的、社会的に植え付けられた性別による役割分担意識をなくし、「・・・らしさ」を押し付けることのない、それぞれの個性と能力を発揮できるように支えあう社会です。

男女共同参画課では、このような社会を推進していくための一環として、毎年「男女共生大学」を開催し意識啓発活動を行っています。

この男女共生大学は平成5年度から始まり、今年で11年目を迎えます。講座の企画・運営は、すべて市民の方が行う市の委託事業で、毎年、スタッフを募集しています。平成15年度は次の内容で開催する予定ですが、詳しい内容は9月25日号の広報紙などでお知らせします。ぜひ、参加してみてください。

### 平成15年度男女共生大学開催内容（日程等変更となる場合があります）

- ①9月13日(土)、記録映画「住井すゑ 百歳の間宣言」午後2時、午後6時30分の2回上映
- ②10月の毎週水曜日、午後7時～9時「自己表現ステップアップ講座～自分らしく生きるために～」(5回連続) 講師：フェミニストセラピー“なかま”スタッフ
- ③11月15日(土)、午後2時～4時 講演会「豊かな老いを求めて～友だち村に学ぶ～」 講師：近山恵子さん (NPO法人福祉マンションをつくる会代表) ※詳しくは男女共同参画課へ



平成14年度講座内容

平成15年度予算 男女共生大学委託料 210,000円  
男女共同参画課 ☎404

# 生涯学習・まちづくりQ&A

## 区画整理ってなんだろっ？(2)

**Q** 区画整理を行っている地区では、建物を建てる際に制限はあるのですか？

**A** 区画整理の事業計画が決定されると、その地区内では、建築物その他の工作物の新築や増築、土地の形質の変更、重量が5トンを超える物件の設置、たい積を行うおとする者は施行者を通じて知事の許可を受けなければならないと法律で定められています。

**Q** 区画整理中は、土地の売買に制限があるのですか？

**A** 土地や家屋の売買や権利の譲渡に制限はありません。ただし、区画整理の完了時(これを「換地処分」という)に、換地相互

間の不均衡を是正するために金銭を徴収、交付すること(これを「清算金」といふ)が生じるので、土地建物を売買する場合には、あらかじめ施行者に問い合わせてください。

**Q** 区画整理により建物移転が発生した場合、誰が行うのですか？

**A** 区画整理の事業認可前の土地にある建物や工作物等については、通常、施行者が移転補償金を支払い、実際の移転は建物所有者が行います。

**Q** 区画整理により住みよいまちになりますか？

**A** 区画整理は、道路や公園等の公共施設を整備するとともに、宅地を整形し、土地を有効活用できるようにするものです。言い換えれば、皆さんがよりよい生活をするための基盤をつくる、いわば「まち」の骨組みをつくる手法です。

さらに、住みよいまちづくりを誘導するためには、地区の特性を活かした、きめ細かなまちづくりのルールとして、地区計画を導入することが効果的です。

※地区計画は市民の皆さんと市が地区の将来像について話し合っており、地区にふさわしいまちづくりのルールを計画として位置付けるもの。

区画整理課 ☎404



# こちら教育委員会

## 市民のスポーツ活動の推進

スポーツ・レクリエーションは、市民の健全な発達と明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に、欠かすことのできない重要な生涯学習活動の一つとなっています。

市では、体育祭、市内一周駅伝大会、体育施設の維持管理、スポーツ・レクリエーション団体の活動促進などを通してスポーツ・レクリエーションの環境の向上に努めてきました。



健康体操教室

また、市民の皆さんが、自発的に主体的にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるように各種スポーツ教室を開催するなど、市民のスポーツ活動を推進しています。

【各種スポーツ教室の開催】

スポーツは、本来、運動者の自発的意志に基づき行われるものであり、そうした実践者を一人でも多く育成することが地域スポーツの普及・振興の基本です。

本市でも、高齢者を対象とした健康体操教室や水中運動教室、成人を対象としたアクアビクス教室や水

泳教室、初心者エアロビクス教室

として、幼児やその保護者を対象とした幼児体操教室や親子体操教室など、それぞれのライフステージに応じたスポーツ教室を開催し、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりに努めています。

【学校体育施設開放事業の拡充】

スポーツ活動に対する欲求の増大や多様化に伴い、「場」の確保が重要となってきました。

そこで、学校教育に支障のない範囲で、学校の体育施設(小学校体育館・校庭および中学校校庭など)を市民の皆さんがスポーツ活動等を行う場として有効に活用しています。

なお、文化スポーツセンターでの各講座やイベントの開催については、広報紙で随時紹介していますので、お気軽に参加ください。

☎スポーツ振興課 ☎390



会員制のレジャークラブの契約をしたつもりが、高額の宝石や教材が届き、驚いたという若者の被害が急増しています。

### 【相談事例】

①電話で呼び出され、旅行に安く行く、自動車が安く買えるというクラブの会員権の勧誘を受けました。月々の支払いは1万5千円で契約したところ、2週間後にビジネス教材が届きました。業者に問い合わせたところ「契約時に教材の販売という説明をしています。クーリング・オフ期間は過ぎていたので、解約には応じられません。」と言われました。実際には、そういった説明は一切受けていません。

②電話で呼び出しを受け、話を聞いてレジャークラブの会員権の契約をしました。契約時に「レジャークラブの会員契約では、クレジット契約が組めないで、宝石を買ったことになって欲しい。」という説明を受けましたが、1カ月後に実際に宝石が届き、驚きました。

③これは、本来の目的を隠して消費者に近づき、ウソの説明をしたり、思い違いをさせるようなセールストークで契約をさせる商法です。長時間勧誘され、断れない状況にして、契約させられるケースもあります。

このような場合には、販売事業者の勧誘方法に問題があることから、

たどえクーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、解約交渉を行うこともできますので、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ところで、20歳を過ぎると、様々な勧誘を受けることでしょうか。成人としての自覚を持って、①うまい話には用心する。②いらぬと思っただらはっきり断る勇気を持つ、ということが必要で、契約を行うと権利と義務が同時に発生するので、契約前に契約書をよく読み、セールストークとの違いを確かめるなど、細心の注意を払うことが必要です。

☎商工振興課 ☎336・県消費生活支援センター春日部 ☎048773410999

また、市民の皆さんが、自発的に主体的にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるように各種スポーツ教室を開催するなど、市民のスポーツ活動を推進しています。

【各種スポーツ教室の開催】

スポーツは、本来、運動者の自発的意志に基づき行われるものであり、そうした実践者を一人でも多く育成することが地域スポーツの普及・振興の基本です。

本市でも、高齢者を対象とした健康体操教室や水中運動教室、成人を対象としたアクアビクス教室や水

泳教室、初心者エアロビクス教室

として、幼児やその保護者を対象とした幼児体操教室や親子体操教室など、それぞれのライフステージに応じたスポーツ教室を開催し、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりに努めています。

【学校体育施設開放事業の拡充】

スポーツ活動に対する欲求の増大や多様化に伴い、「場」の確保が重要となってきました。

そこで、学校教育に支障のない範囲で、学校の体育施設(小学校体育館・校庭および中学校校庭など)を市民の皆さんがスポーツ活動等を行う場として有効に活用しています。

なお、文化スポーツセンターでの各講座やイベントの開催については、広報紙で随時紹介していますので、お気軽に参加ください。

☎スポーツ振興課 ☎390

BOOKS

## 図書館だより

八幡 ☎995-6215  
八條 ☎994-5500

図書館で実施している事業を紹介します。

おはなし会  
おはなし会は、子どもたちに、本に親しみ、読書の喜びを知ってもらうことを目的に開催しています。内容は、年齢に応じて次のとおり行っていますので、ぜひ参加してみたいかがでしょう。

おはなし会の内容	幼児対象※保護者同伴 本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアターなど	小学生(1~3年生)対象 本の読み聞かせ、ストーリーテリング、パネルシアター、科学遊びなど
八幡図書館	毎週火曜日、午前11時~11時30分	毎週火曜日、午後3時30分~4時
八條図書館	毎週木曜日、午前11時~11時30分	毎週金曜日、午後3時30分~4時 ※毎月最終週は、科学遊び



☎図書館のお休み  
八幡図書館・八條図書館両館とも、9月1日(月)・30日(火)は休館日です。